

# 千葉県電力の調達に係る環境配慮方針

## 1 目的

この方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、千葉県が行う電力の調達に係る競争入札の実施に際し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下、「環境配慮契約」という。）を締結するために必要な事項を定める。

## 2 対象

この方針は、知事部局、教育庁、企業局、病院局及び警察本部が実施する、電力の調達に係る競争入札に、原則として適用する。

## 3 環境配慮契約の実施方法

- (1) 入札参加資格確認審査において、当該入札に係る申込みをした者のうち、評価基準を満たした者を入札の参加資格者とし、その中から当該申込に係る価格に基づき契約の相手方を決定する方式（以下、「裾切り方式」という。）により行う。
- (2) 裟切り方式における入札参加資格の付与は、以下の手順で実施する。
  - ・契約担当者は、評価基準を満たした者を入札参加者とすることを明らかにして、入札公告を実施する。
  - ・入札参加資格確認申請時に、「適合証明書」（様式1）の提出を求める。
  - ・提出された適合証明書により、評価基準への適合状況を判定し、基準を満たしている者にのみ入札参加資格を付与する。
- (3) 評価基準は別紙のとおりとし、必要に応じて見直す。
- (4) 複数の小売電気事業者の参加が見込まれない場合には、公正な競争を確保するために、裾切り方式の適用を要しない。

## 4 実績の公表

温暖化対策推進課は、電力の調達に係る競争入札において、環境配慮契約を実施した実績を毎年度集計し、千葉県ホームページ等により公表する。

## 5 方針の見直し

この方針は、千葉県庁エコオフィスプラン（千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編）その他県の実施する地球温暖化対策に資するよう、必要に応じて見直しを行う。

## 6 その他

本方針の実施に際して必要な事項は、環境生活部において所管する。

また、各部局等においては、公社等外郭団体及び指定管理者等が管理する庁舎等においても本指針の趣旨に沿った電力の調達を行うよう要請に努めるものとする。

## 附則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年12月8日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙 評価基準

### 1 評価基準

次の（1）及び（2）を満たすこと。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。
- (2) 次の①～④の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

項目	区分	得点
① 令和2年度1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
② 令和2年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省の「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## **2 添付書類等**

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類（様式1）及びその根拠を示す書類を添付すること。

ただし、二酸化炭素排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている場合は、根拠を示す書類の添付は不要とする。

## **3 契約期間内における努力等**

- (1) 契約事業者は、契約の締結期間内においても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 評価基準の各用語の定義

用語	定義
① 令和 2 年度 1 キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和 2 年度の未利用エネルギーの活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 2 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 2 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</li> </ul> $\text{令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)} \over \text{令和 2 年度の供給電力量 (需要端)} \times 100$ <p>令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)を算出する方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。             <ol style="list-style-type: none"> <li>工場等の廃熱又は排圧</li> <li>廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。) 第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</li> <li>高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> </li> <li>令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> <li>令和 2 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>

<p>③ 令和 2 年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による (算定方式)</p> $\text{令和 2 年度の再生可能エネルギーの導入状況 } (\%) = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6}}{\textcircled{7}} \times 100$ <p>① 令和 2 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）      ② 令和 2 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）      ③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)      ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)      ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)      ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非 FIT 非化石証書の量 (kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。）      ⑦ 令和 2 年度の供給電力量（需要端 (kWh)）</p> <p>1 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第 2 条第 3 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）      2 令和 2 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。      3 令和 2 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。      具体的な評価内容として、      • 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）      • 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</p> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力し</p>

た需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(様式 1)

## 適合証明書

年　月　日

千葉県知事

様

住　　所  
商号又は名称  
代　表　者  
(受任者)

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

### 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	回答欄
ア ホームページ イ パンフレット ウ チラシ エ その他	

### 2 令和2年度の状況

評価項目	自社の数値	点数
① 1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
② 未利用エネルギーの活用状況 (単位 : %)		
③ 再生可能エネルギー導入状況 (単位 : %)		
評価項目	取組の有無	点数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	実施・未実施	
①～④の合計点数		

注1) 1の開示方法は、回答欄に選択した記号を記載し、エ その他 の場合にはさらに具体的な方法を記載すること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期間（参入日から1年以内に限る）を回答欄に記載すること。

注2) 2の「自社の数値」及び「点数」には、別紙「評価基準」により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定期間）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。ただし、2①二酸化炭素排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている場合は、根拠を示す書類の添付は不要とする。

注5) 電子入札システムによる申請の場合は、代表者の押印は不要とする。